

今般、大学等における新型コロナウイルス感染症罹患者の報告数が増加していること等を踏まえ、各大学等においては、飲食店等における学生や教職員が関係するクラスターの発生の防止に向けて、一層の注意喚起をお願いします。

2文科高第386号  
令和2年7月28日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

( 公 印 省 略 )

飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の徹底について（依頼）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保とを両立する観点から、様々な工夫にお取り組みいただき、感謝申し上げます。授業等の教育活動については、令和2年7月27日付事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」も御参照の上、地域の感染状況等を踏まえ、感染対策を講じた上での面接授業の実施など、引き続き、適切な形態での実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今般、同感染症への罹患が新規に確認される者の数が再び増加傾向にあり、大学等における感染者についても、文部科学省への報告件数が増加しています。授業等の教育活動における感染症対策の配慮に加えて、学生及び教職員（以下「学生等」という。）への感染拡大の防止に関する注意喚起についても、令和2年6月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」等の累次の通知をもって、適切

に御対応いただくようお願いしてきたところですが、新規感染者の内訳として20代等の若年層が多いことや、飲食店における会食の場等を介した感染の広がりが指摘<sup>1</sup>されており、大学生についてもこのような場所での感染例が確認されています。

これらの状況を踏まえ、政府においては、飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けて、飲食店事業者及び利用者に取り組んでいただきたい事項等について、別紙のとおりとりまとめました。本方針に基づき、各大学等における学生等への注意喚起等にあたって、特に御留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、改めて、学生等への周知徹底をいただきますようお願いいたします。その際、本通知の内容に加えて、上記令和2年6月5日付高等教育局長通知の内容につきましても、改めて、全ての教職員へ周知するよう重ねてお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 学生や教職員への注意喚起について

学内外における感染拡大の事態を防止するため、各大学等におかれては、在籍する学生や教職員等に対し、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、改めて、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うこと。この際、友人等との会食やいわゆる飲み会、サークル旅行など多人数での集団旅行や、課外活動におけるイベント・合宿における感染リスクについて、特に注意を払うよう求めること。

この場合には、別紙「2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組」を踏まえ、「新たな日常」に対応した行動変容を促すこと。

情報提供及び注意喚起にあたっては、単に学内の掲示や大学等のウェブサイト等への掲載によるのみならず、授業等の教育活動の場において適切に周知することはもとより、学生が日常的にアクセスする内部のポータルサイトへの情報の掲載や、学生へのメールの送付・郵送、これらを行う場合の発信の多言語化など、確実に学生一人一人に情報を伝達することができる手段を確保すること。また、例えば、オンラインによる遠隔授業を行っている場合には当該授業を行うシステムの初期画面等で注意喚起が表示されるようにすることや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用など、学生に伝わり

---

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症対策本部第41回（令和2年7月22日開催）資料2-2「社会経済活動を維持しながらの感染防止対策」参照。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryousidai\\_r020722.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryousidai_r020722.pdf)

やすい情報伝達手段についても検討いただきたいこと。

## 2. 新型コロナウイルス接触確認アプリ等について

厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」のダウンロードや、自治体独自の通知システムの利用登録について、別紙「2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組」（2）を踏まえ、適切に周知・啓発を行っていただきたいこと。

### 【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体について  
文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）  
E-mail: [koutou@mext.go.jp](mailto:koutou@mext.go.jp)
- 学生への情報提供・注意喚起について  
文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）  
E-mail: [gakushi@mext.go.jp](mailto:gakushi@mext.go.jp)
- （感染者が生じた場合の報告先について）
- 国立大学について  
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）  
E-mail: [hojinka@mext.go.jp](mailto:hojinka@mext.go.jp)
- 公立大学について  
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）  
E-mail: [daigakuc@mext.go.jp](mailto:daigakuc@mext.go.jp)
- 私立大学について  
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）  
E-mail: [sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)
- 高等専門学校について  
文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）  
E-mail: [senmon@mext.go.jp](mailto:senmon@mext.go.jp)

令和2年7月28日  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている。

特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生していることから、各省連携の下、地方自治体、関連団体、経済界、教育関係者の協力を得て、次の通り各般の主な施策を強力に推進していく。

### 1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラスター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

#### (1) 地方自治体による取組

国は、地方自治体に対し以下の取組を推進するよう勧奨する。

- ・ 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守の徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地

方自治体における制度の普及促進を図る。

## (2) 業界団体等による取組

国は、業界団体や酒類業者に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業界団体が会員企業に対し、ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインの遵守に向けて必要な助言・勧奨等を行う。
- ・業界団体が会員企業のガイドライン遵守状況や具体的な取組内容を早急に調査するとともに、ガイドラインを遵守している飲食店等に対する表示（生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスター、ステッカーのほか飲食業界ガイドラインに対する自主適合宣言マーク等）を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従業員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合は、飲食店等に対し当該システムの利用を促す。
- ・酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）等を遵守した取引の徹底を勧奨する。また、酒類業者から取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。

## (3) 商店街による取組

国は、全国商店街振興組合連合会（全振連）及び地方自治体を通じて、各地域の商店街に対し、以下の取組を勧奨する。

- ・商店街として、地方自治体や業界団体と連携しつつ、全振連が公表しているガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施する。
- ・商店街に所属する飲食店等に対し、ガイドライン遵守に向けた取組を勧奨するとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など取組の「見える化」を勧奨する。
- ・飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」を活用するよう、商工会等と商店街組合が連携し、飲食店等に周知する。

## (4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

## 2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組 飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることか

ら、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

#### (1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

#### (2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

### 3. 職場や大学等における感染防止対策

#### (1) 経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

#### (2) 国家公務員、地方公務員に関する取組

国家公務員、地方公務員についても、(1)と同様の対応を実施。

#### (3) 大学等と連携した取組

大学等に対し、以下の取組により学生に感染リスクの注意喚起を行うよ

- う勧奨する。
- ・若年層の感染や会食・合宿等を通じた感染が多数確認されていることを踏まえ、行動に特に留意するよう強く求めること。
  - ・たとえば、オンライン授業の初期画面での注意喚起（例：「会食、飲み会、サークル旅行、団体イベント、合宿における感染リスクの注意喚起」）のポップアップ表示や、学生一人ひとりへのメール送付など、学生等に当該注意喚起が確実に伝わる方法で行うこと。

#### 4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表

クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。